現行の措置	共同体放送テレビジョン（注） (c) コロンビアは、共同体放送テレビジョンの週間の番組の一定の割合（週ごとに五十六時間を超えない。）が共同体放送テレビジョンの放送事業者によって国内で制作される番組であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 注　千九百九十九年決定第六号に定義するものに同じ。 多チャンネル民間放送テレビジョンの無料放送 (d) コロンビアは、附属書Ⅰのコロンビアの表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める国内で制作された番組の割合の下限に関する要件を、多チャンネル民間放送テレビジョンの無料放送に対して課する権利を留保する。ただし、この要件は、個別のサービス提供者によって利用可能とされているチャンネルであって、二又は当該チャンネルの総数の二十五パーセントのいずれか大きい方を超える数のものに対して課されることはない。 広告 (e) コロンビアは、コロンビア国外に本社を置く新聞、日刊紙及び購読のサービスに係る会社を除く。）に対し、コロンビア国内で制作された番組の割合の一定の割合（二十パーセントを超えない。）がコロンビアにおいて制作され、及び創作される広告の合計の一年間に受注する広告の注文の合計の一定の割合（二十パーセントを超えない。）がコロンビアにおいて制作され、及び創作されることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を有する。当該措置は、(i)映画館及び上映室におけるコロンビア国外に由来する映画の広告並びに(ii)番組又はコンテンツがコロンビア国外に由来するメディアにおいて放送され、若しくは再伝送するメディアについては、適用しない。
分野	九 伝統の表現
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条）
概要	コロンビアは、二千五年決議第百六十八号により宣言された無形文化遺産に関連する表現の助成及び発展に関し、地域社会に権利を与え、又はこれを優遇する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この無形文化遺産には、次のものを含む。 (a) 言語及び口頭表現 (b) 音楽的表現、舞踊的表現及び音響的表現 (c) 儀式、舞台及び儀礼における表現、祭礼での演技並びに伝統的な演劇 (d) 造形物、意匠及びボディー・ペインティングの作成に関連する知識、能力及び技法 (e) 人間、自然及び宇宙に関する社会的な応用、知識及び慣習 (f) 伝統的な司法制度に関連する知識及び慣習 (g) 料理に関する知識、慣習及び技能
現行の措置	
分野	十 双方向の入出力による音声及び映像の提供サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	特定措置の履行要求（第五条）
概要	1 コロンビアは、2及び3の規定に従うことを条件として、コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないとコロンビアは、コロンビア政府が認定するときは、コロンビアの消費者が双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスを通じてコロンビアの視聴覚番組を利用することを不当に拒否されないことを確保するための措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 コロンビアは、コロンビアの消費者が双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスを通じてコロンビアの視聴覚コンテンツを利用することを不当に拒否されないことを確保するための措置を採用するときは、利害関係者に対し、当該措置を事前に公表し、当該措置につき意見を述べるための適当な機会を与えるとともに、当該措置の採用の少なくとも九十日前に当該措置についての他方の締約国に通報する。コロンビアは、当該措置に関する情報（コロンビア政府の視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができる措置を含む。）を当該措置は、サービス貿易一般協定に基づくコロンビアの義務に適合するものでなければならない。

現行の措置	3 日本国は、コロンビアが提案する措置に関してコロンビアとの協議を要請することができる。コロンビアは、そのような要請を受領した後三十日以内に日本国との協議を開始する。コロンビアは、この協議の結果、次の全ての事項が満たされる場合にのみ、1に規定する権利を行使することができる。 (i) 日本国が、コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないこと及び当該措置が客観的な基準に基づいており、かつ、貿易を制限する効果が最も少ないものであることについて同意すること。 (ii) コロンビアが当該措置をコロンビアにおいて設立された会社によってコロンビアにおいて提供されるサービスに対してのみ適用することに同意すること。 (iii) 日本国及びコロンビアが双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスの分野における補償であって貿易の自由化に資するものについて合意すること。
分野	十一 金融業
小分野	金融サービス
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第三条）
概要	コロンビアは、この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された二国間又は多数国間の協定に従い最恵国待遇に適合しない待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 コロンビアは、前記の規定に従い、カルタヘナ協定及びアンデス共同体の法的な決定を遵守するため、最恵国待遇に適合しない待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

附属書Ⅲ（第十一条関係）

1 両締約国は、第十一条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

2 締約国政府の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。

(a) 政府の一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b) 政府の一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度

(c) 政府の一又は一連の措置の性質（当該措置が無差別なものであるか否かを含む。）

(d) 政府の一又は一連の措置の目的（当該措置が正当な公の目的のために行われるか否かを含む。）

3 一又は一連の措置がその目的に照らして過度に厳しいものであるため誠実に採用され、及び適用されたものと合理的にみなすことができない場合を除くほか、第十五条1の規定に従って公共の福祉に係る正当な目的を保護するために締約国が立案し、及び適用する無差別的な措置は、間接的な収用を構成しない。

外務大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　安倍　晋三